

## 平成23年第5回涌谷町議会臨時会（第1日）

平成23年5月31日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会期の決定
1. 承認第1号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第2号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第3号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第4号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第5号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第6号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第7号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第8号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第9号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第10号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第11号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第12号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第13号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第14号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第15号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第16号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第17号の専決処分した事件の承認について
1. 承認第18号の専決処分した事件の承認について
1. 平成23年東日本大震災対策調査特別委員会中間報告
1. 議発第4号 東日本大震災の被災者生活再建及び地域復興のための対策を求める意見書の提出について
1. 閉 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	11番	遠藤积雄君
12番	木村正義君	13番	笹木健一君
14番	加藤紀君	15番	大橋信夫君

欠席議員（1名）

10番 長崎達雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	総務企画課参事	菅原孝治君
総務企画課参事兼課長	城口貴志生君	町民税務課参事兼課長	安部政志君
町民税務課統括主幹兼危機管理室長	高橋宏明君	町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター健康福祉課長	佐々木忠弘君	町民医療福祉センター技術次長兼副参事	千葉昌子君
産業振興課長	平塚盛茂君	商工観光室長	小野寺和敏君
建設水道課参事兼課長	村上芳行君	建設水道課統括主幹	澤田勝治君
会計管理者兼会計課長	大友信一君	教育委員会教育長	木村達夫君
教育文化課長	高橋勝一君	教育文化課統括主幹	三塚尚登君
教育文化課統括主幹	川口美恵子君	代表監査委員	牛渡稔君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（大橋信夫君） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、臨時会ということでご案内いただきましたが、出席いただきまして大変厚く御礼申し上げます。

今期臨時会の議事運営につきましてもいつもと変わらないよう、特別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせいたしておきます。長崎達雄議員より欠席の届けが出ております。

開会前に総務企画課長から、4月1日付での人事異動について皆さんに説明がありますので、これを許可いたします。総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） おはようございます。

それでは4月1日職員の異動がありましたので、参与席の新しい職員についてご紹介いたします。議員皆様方の右側からご紹介いたします。

健康福祉課技術次長兼副参事、千葉でございます。（「はい」の声あり）それから左側に来まして、町民税務課統括主幹兼危機管理室長、高橋でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）続きまして、会計管理者兼会計課長大友でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）続きまして産業振興課課長平塚でございます。（「おはようございます。よろしく願いいたします」の声あり）そして最後に私、総務企画課参事兼課長城口です。よろしく願いいたします。

○議長（大橋信夫君） ただいまから平成23年第5回浦谷町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（大橋信夫君） 直ちに会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大橋信夫君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大橋信夫君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において8番大泉 治君、9番菅

原富士郎君を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（大橋信夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会は、本日1日と決しました。



### ◎承認第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第3、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） 皆さん、おはようございます。

3.11からきょうで81日目を迎えるわけでございますが、承認第1号からそれぞれ東日本大震災のご提案を申し上げたいと思っております。余震が続く中で皆さんにもご迷惑をおかけいたしておりますことにつきましても、改めて御礼を申し上げます。

さて、承認第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は地方税法施行令の一部を改正する法律、平成23年政令第44号が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されること、また東日本大震災の影響に対応するため地方自治法179条の規定により涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正いたしますので、承認を求めるものであります。

主な改正内容につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援等課税額、介護納付金課税額の課税限度額を改正いたしましたものであります。また、納期につきましては東日本大震災による停電や災害対応などから、仮賦課事務が間に合わないため、普通徴収にかかる納期を7月から翌年3月までの9期に改正いたしましたものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、承認第1号涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今改正は、第2条の改正でございますが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、地方税法施行令が改正されまして4月1日から施行されるため、国民健康保険税の限度額を引き上げたものでございます。説明につきましては資料の条例案新旧対照表1ページをお開きください。

第2条第2項でございますが、基礎課税額いわゆる医療分ですが、これについて50万円から51万円に、第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額を13万円から14万円に、第4項では介護納付金課税額を10万円から12万円に引き上げをしたものでございます。

次に、第23条第1項でございますが、これにつきましては第2条の限度額の改正によるものでございます。今回の法改正につきましては、前年度に引き続くものでございまして、限度額の見直しにより被保険者間の負担の公平を図るものとされておるところでございます。

次のページにまいります。

附則の第16項でございます。平成23年度の普通徴収に係る納期の特例でございます。現在の納期は4月に仮賦課、7月に本賦課の12期でございますが、このたびの東日本大震災の発生と同時に停電となったこと、そのことによって通電まで1週間ほど電算システムが停止したこと、それから納期限未到来分の期限延長、それに応急災害対応などから4月の仮賦課については間に合わないという判断から平成23年度の普通徴収の納期については本算定、本賦課1本による9期としたものでございます。施行日につきまして平成23年4月1日からとなるものでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。1番。

○1番（杉浦謙一君） これは、条例改正ということで、法の改正だとは思いますが、なぜこの時期に、いわゆる住民負担増と私は思っているんですけども、この時期に改正するというのはどういった理由なんだろうか。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） ただいまも説明で申し上げましたように、被保険者間の負担の公平を図るという観点から平成22年度に引き続いて賦課限度額の引き上げが行われたというものでございます。国におきましては、将来的には被用者保険の限度額まで引き上げるということで、年次計画でもって引き上げが行われていると理解しているものでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） 私、この時期と言ったんですけども、この大震災の時期にもう少し慎重に考えるべきものではないかと思うんですけども、そういった検討とかされてはいなかったんでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 大震災に関しましては、現在その準備を進めておりますが、被災された被保険者に対しての減免措置での対応ということの検討を進めておるところでございます。今回の限度額引き上げについてはあくまでも被保険者間の負担の公平を図るということの趣旨でございますので、今回専決処分に対応させていただいたものであります。

○議長（大橋信夫君） 1番

○1番（杉浦謙一君） 負担の公平といいますけれども、いわゆる町民それぞれの該当する世帯なんですけれども、果たしてそういうことが負担の公平になるのかということなんですけれども、そういうことでは少し検討した方

がいい、検討しているのかどうか。

あと、上限を、いわゆる昨年に続いて上げているわけでありますから、やはり住民には負担になってきているはずなんです。そういう該当者、どのくらいいるのか、そういった点も少しお知らせ願いたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 対象者というお話でございますけれども、これにつきましては現在、所得申告を受けて所得の状況の把握で間もなく試算に入るわけでございますけれども、人数的には100人程度と当初予算の時点では推計をいたしておるところでございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。1番。討論、反対、賛成。

○1番（杉浦謙一君） 反対です。いいですか。

私は、この承認第1号につきまして討論いたします。

先ほど、3月11日、きょうで81日となりますけれども、東日本大震災に、この東日本大震災は涌谷町にも甚大な被害を及ぼし、死者、行方不明者や負傷者を出しております。今もって全壊、大規模半壊などの家屋の倒壊と事業経営と雇用の問題は深刻な状況にあります。

そんな中、今回の国民健康保険税の住民負担増は許すことはできません。生活再建に苦勞している事業主、農業従事者、また高齢者等に多大な影響を及ぼしかねません。私は、専決だから反対するわけではございません。また国政の問題だから反対するわけでもございません。この大震災の時期に行うことを問題にしておるのでございます。今後このことは地域経済にも町民感情にも影響を及ぼすことでございましょう。よって、私はこの承認第1号に反対し、討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決しました。



#### ◎承認第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、承認第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年5月2日に公布施行されました東日本大震災に対処するための特例の財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行などに関する政令などに基づき、災害援護資金貸付の特例措置等に係る条文附則に加え、被災者の負担軽減を図ろうとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、承認第2号涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

今回の改正につきましては、東日本大震災に対処するための特別法が平成23年5月2日に公布施行されたことから、災害援護資金貸付について被災者の負担軽減を図るための特例措置を講じたものでございます。附則第2条を加えたものでございますが、内容といたしましては条例第13条及び第14条に規定する償還期間、据え置き期間及び利子についての特例でございます。

まず第1項でございますが、条例第13条第2項に規定する償還期間は10年を13年に、うち据え置き期間は3年を6年に、そして厚生労働大臣が定める場合には5年を8年にそれぞれ3年延長するものでございます。

また、条例第14条では据え置き期間の経過後の利率は3%と規定されてございますが、特例措置として保証人を立てる場合は無利子と、それから保証人を立てない場合は1.5%に引き下げるものでございます。

第2項でございますが、償還免除及び保証人の規定については特別法に読みかえる規定でございます。施行期日につきましては公布の日から施行し、適用は平成23年3月11日とするものでございます。

説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第5、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、改正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、承認第3号涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正でございます。

新旧対照表の3ページをお開きください。

第5条の改正となります。これについては出産育児一時金の額の改正であります。この制度につきましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの経過措置で実施されてきた制度でございますが、平成23年4月以降についても35万円を39万円とし、引き続き継続するための本条文を改正するものでございます。施行期日につきましては、平成23年4月1日からとなります。

終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第4号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第6、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。



○町長（大橋莊治君） それでは、承認第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災に伴う停電や災害対応などから仮賦課事務が間に合わないため、普通徴収に係る保険料の納期を7月から翌年3月までの9期に改め、改正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、承認第4号涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

附則といたしまして第8条を追加するものでございます。平成23年度の普通徴収に係る納期の特例でございます。国民健康保険税と同様に、現在の納期は4月に仮賦課、7月に本賦課の12期でございますが、このたびの東日本大震災発生等によりまして、停電に伴う電算システムの停止、それから納期未到来分の期限延長、応急災害対応などから4月の仮賦課が間に合わないと判断をいたしまして平成23年度の普通徴収の納期については本算定1本による9期としたものでございます。

施行日につきましては平成23年4月1日からとなるものでございます。

説明終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

---

◇

#### ◎承認第5号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第7、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） それでは、承認第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災に係る平成22年度の災害救助経費及び災害復旧費として予備費を充用し、所要の経費

664万2,000円を計上いたしましたものでございます。なお、額の確定いたしましたもの以外については、見込み額として繰り越したものでございます。

詳細につきましては担当課長の方から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書専決第1号の2ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。繰越明許費の追加で民生費災害救助経費517万円でございます。

提案理由で説明しましたとおり、今回の専決額につきましては予備費を財源といたしまして歳出予算を計上したものでございますけれども、震災後の余震の続く中で一部の経費を除いて歳出額をはっきりさせられないものもあるということで、当該年度での処理の見通しが立たない経費につきましては明許繰越を行ったものでございます。

それでは6ページ、7ページをお開きください。

○議長（大橋信夫君） 順次説明をお願いします。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） それではご説明申し上げます。

3款民生費3項災害救助費でございます。共済費賃金につきましては、黄金山の震災ごみの置き場の臨時事務補助員の賃金等でございます。需用費、食糧費から燃料費までございますが、町長の提案理由、あるいは今の総務企画課長の説明にありますように請求のあったもの、それ以外の見込みに基づきまして補正増をお願いしたものでございます。役務費手数料につきましては仮設電源の確保のための電源切替手数料、あるいはし尿くみ取り、仮設トイレのし尿くみ取り料を執行したものでございます。広告料につきましては、空家情報の募集につきまして新聞折り込みをしたものでございます。使用料賃借料につきましては、避難所における仮設トイレあるいは発電機等の賃借をいたしたものでございます。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 11款災害復旧費公共土木施設災害復旧費85万円の増額でございますが、役務費につきましては3月11日の大震災を受け停電になったことによりまして国道108号下の渋江三十軒線のアンダーパスポンプの排水ポンプの電源を発電機に切りかえたものでございます。使用料及び賃借料につきましては重機等の賃借料、原材料費につきましては、応急補修用砕石等をそれぞれお願いするものでございます。

以上でございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 8ページ、9ページをお開きください。

以上、これらの経費の財源としまして予備費を減額としたものでございます。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



#### ◎承認第6号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第8、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） それでは、承認第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,420万7,000円を追加し、総額を65億6,689万2,000円にいたしましたのでございます。

主な内容につきましては、歳入では地方譲与税や特別交付税、地方消費税交付金等の各種交付金の確定に基づきましてそれぞれ増額いたしております。また、国庫支出金、県支出金につきましては、事業の確定に、事業費などの確定によりましてそれぞれ増減をいたして、繰入金につきましては財政調整基金を減額いたしております。

詳細につきましては、各種事業の確定により借入額の変更が生じたので、農林水産業債及び教育債についても減額いたしております。

次に、歳出では東日本大震災に伴う人件費の増額のほか、各種事業費の確定に伴いそれぞれ増減を行い歳入歳出の差額分を財政調整基金に積み立てていたしております。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算専決第2号の5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。1繰越明許費の追加。宮城県議会議員選挙費199万8,000円でございます。

4月10日に実施予定だった県議選が延期となったため、未執行分について繰り越しを行ったものでございます。続きまして、第3表1地方債補正で、地方債の変更でございます。農業生産基盤整備事業1億4,760万円を1億4,130万円と630万円減額するものでございます。ガイドラインに基づく農業生産基盤事業の確定による減額でございます。

続きまして、学校教育施設等整備事業2,120万円を1,900万円と220万円減額するものでございます。これは、小里小学校耐震補強事業の確定による減額により地方債を減額するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳入でございます。地方揮発油譲与税1,214万2,000円の増。次の、自動車重量譲与税888万6,000円の増。利子割交付金38万4,000円の増。配当割交付金49万8,000円の増。株式等譲渡所得割交付金32万5,000円の増。地方消費税交付金2,438万8,000円の増。ゴルフ場利用税交付金334万円の増。

済みません、12ページ、13ページです。自動車取得税交付金92万9,000円の増。これらは平成23年3月までに

交付された実績に基づいて増額補正をしたものでございます。

続きまして、地方交付税 1 億3,963万4,000円の増で特別交付税の増でございます。12月交付 3月交付を通じまして、予算より増額となった分について増額したものでございます。この結果、平成22年度は前年度よりも691万4,000円、2.8%の増となったものでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 順次説明してください。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、12款分担金及び負担金 1 節児童福祉費負担金の①城山保育所入所負担金から⑤他市町村委託保育所入所負担金につきましては、事業費確定によりそれぞれ減額したものでございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 次に、3目農林水産業負担金でございます。7万3,000円の減額をいたすものですが、鹿飼沼地区圃場整備事業調査委託金の委託契約減額に伴う大崎市からの分担金の減額をいたすものでございます。

終わります。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 次の、総務手数料51万9,000円の減。

それから次のページにまいります。自動車臨時運行許可手数料 7万1,000円の減。畜犬登録等手数料 9万4,000円の増につきましては、確定による増減でございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 14国庫支出金国庫負担金でございます。3節の被用者児童手当負担金から次の7節障害者福祉負担金につきましては、額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の、国庫補助金総務費補助金、住民生活に光をそそぐ交付金 6万6,000円の減ですが、交付額の確定により減額するものです。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 民生費国庫補助金の4節障害者福祉補助金は実績による額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

それから、3の衛生費国庫補助金保健衛生費妊婦健診補助金、それから⑦の女性特有のがん検診事業補助金につきましては実績による額の確定でございます。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 次に、環境衛生費補助金③汚水処理施設整備交付金で2万8,000円の減額でございますが、合併処理浄化槽設置事業で額の確定による減額でございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、7目教育費国庫補助金 1 節小学校費補助金、次のページの2節中学校費補助金、3節幼稚園費補助金につきましては、事業費確定により増減いたしたものでございます。

次の、7節小中学校費補助金につきましては、小里小学校耐震補強工事業費確定に基づき減額となるものでございます。

終わります。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 次の、国民年金事務費委託金で60万5,000円の増額でございますが、事業の確定によるものでございます。

終わります。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、15款県支出金1目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金につきましては、運営事業費確定に基づき減となるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 7節障害者福祉負担金につきましては、それぞれ④、⑦、⑧、⑨についてはそれぞれ確定による減額でございます。

終わります。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 次の災害救助費負担金につきましては、災害救助費に係る国県の負担分39万1,000円について確定に伴い補正いたしましたものでございます。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 次に、消費者行政活性化事業補助金9万7,000円の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。

終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の⑩緊急雇用創出事業補助金12ふるさと雇用再生特別基金事業補助金につきましても、事業費の確定により減額を行ったものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 1節社会福祉費補助金から次のページ5節障害者福祉費補助金につきましてはそれぞれ確定による増減でございます。

次に、衛生費県補助金で⑧新型インフルエンザワクチン予防接種費補助金につきましては、生活保護非課税対象者、そして予算計上いたしましたが、新型インフルエンザの流行が拡大せずに早目に収束となったために減額となったものでございます。⑨の健康増進等補助金につきましては、事業の実績によるものでございます。⑩の子宮頸がん等ワクチン接種については平成23年の2月1日から施行いたしましたが、3月11日の地震のため平成22年度中に接種が困難となったため減額をするものです。なお、子宮頸がん等ワクチン接種につきましては、国の方で9月、今年度の9月30日までの期間延長となりましたので、平成23年度の対応が可能となったところでございます。

終わります。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 次の4節環境衛生費補助金①合併処理浄化槽設置推進事業費補助金で65万円の増額でございますが、額の確定による増額でございます。

○議長（大橋信夫君） 説明が欠けておりましたので戻します。

○教育文化課長（高橋勝一君） 済みません、上の方の4節児童福祉費補助金⑨低年齢保育施設助成事業費補助金で2万6,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

済みませんでした。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 2節林業費補助金です。①松くい虫防除事業補助金1万2,000円の減額をお願いするものでございますけれども、事業費の組み替えと補助金の確定によるものでございます。②の宮城の松林健全化事業の5万1,000円の増額は補助金確定に伴う増額をお願いするものでございます。

終わります。

済みません、失礼しました。12万円の減額です。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、委託金選挙費委託金宮城県議会議員選挙22万4,000円の減ですが、平成22年度に支出しまして額の確定した分について減額したものでございます。

続きまして、16款財産収入の中の財産貸付収入物品貸付料7万2,000円の増ですが、篁岳地区のブロードバンドの光ファイバーケーブル賃貸料の確定により増額したものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

利子及び配当金ですけれども、①、②、③、まで今年度の確定見込みにより増額をいたしたものでございます。終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） ⑤の安部卓爾記念農業振興奨励基金利子7,000円の増額は確定によるものでございます。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、⑦公営住宅基金利子1万8,000円の増額でございますが、積立金利子の確定によるものでございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の⑧土地開発基金利子8万4,000円の増につきましても確定によるものでございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） ⑭のふるさと・水と土保全基金利子2万3,000円の増額は確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） ⑯保健福祉基金利子、これも利子分で確定によるものでございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、18款繰入金財政調整基金繰入金1億2,800万円の減額です。歳入が歳出に超過する分で取り崩しを減額したものでございます。

続きまして、20款諸収入の中の預金利子52万7,000円増につきましては、確定見込みにより増額をしたものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 3貸付金元利収入の母子福祉貸付金返還金、これについては1名の対象者ということで、減額をお願いするものでございます。

次の、高額療養費貸付金元利収入、これにつきましては対象者3名ということで、実績による減額でございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 1の農林水産業貸付金元利収入でございます。202万9,000円の減額をいたすものでございますが、農業高齢者肉用牛貸付事業の農家からの返納金の確定に伴い減額するものでございます。

終わります。

○教育文化課統括主幹（給食センター）（川口美恵子君） 給食費徴収金71万3,000円の減額。これは3月11日の震災による臨時休校に伴いまして給食日数の減となりました分給食費の減額をいたすものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 雑入でございます。②、それから⑬、⑯、⑳におきましては実績により減額するものでございます。

終わります。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 次の、公衆電話使用料コピー使用料につきましては、3月末までの収納による増減でございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 22の家畜防疫事業費の補助金でございます。額の確定による減額でございます。

終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の㉗、それから㉙につきましてはそれぞれ確定により減額したものでございます。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 次に、㉜夢ショップ事業売上金でございますが、事業費の確定により19万9,000円の増額をいたしたものでございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、町債農業基盤整備事業債630万円の減、学校教育施設等整備事業債220万円の減額ですけれども、地方債の補正で説明したとおり、事業費の確定により減額したものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。歳出です。

企画調整経費の中の共済費社会保険料1万4,000円減。賃金臨時事務補助員賃金11万円の減につきましては、緊急雇用創出事業の実績により減額いたしたものでございます。

続きまして、基金管理経費ふるさと涌谷創生基金積立金3万円につきましては、額の確定により増額をしたものでございます。

次の、土地開発基金繰出金8万4,000円につきましても、利子の確定により増額をいたしたものでございます。

次の、12番財政調整基金積立金6,869万2,000円の増です。これにつきましては、歳入が歳出に超過する分について今年度に備えて積み立てを行ったものでございます。積み立て後の残高ですけれども、7億2,016万4,000円になります。

続きまして、減債基金の積立金36万2,000円の増ですが、利子の確定により増額いたしたものでございます。減債基金の方は、残高1億5,222万円となるものでございます。

次のページをお開きください。

○総務企画課参事（菅原孝治君） 選挙費でございます。宮城県議会議員選挙につきましては、先ほどの説明もございましたように4月10日の選挙期日が延期ということになりまして、今回の選挙費補正につきましては、平成22年度分で実施した分の補正を行ったものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 民生費社会福祉総務費社会福祉事務経費繰出金につきましては、それぞれ額の確定により減額をいたすものでございます。

その下の、老人福祉費の在宅老人福祉経費786万2,000円の増でございますが、これにつきましては県の補助金の交付要綱の改正がありNPOひまわり後楽庵の施設整備費として追加交付されたものでございます。

その下の、基金管理費積立金1万9,000円の増でございますが、預金利子の積み立てでございます。

次のページをお願いします。次のページ、母子保健事業費については妊婦健診の実績による減額でございます。

その下ですね。予防費予防接種経費13の委託料、①予防接種委託料の1,782万4,000円の減額につきましては、歳入……。申しわけございません。28ページ、29ページですね。

障害者福祉費でございます。20の扶助費2,600万円の減額でございますが、実績によるものでございます。

終わります。

○**教育文化課長（高橋勝一君）** 次に、1目児童福祉総務費4保育委託経費の委託料で16万8,000円の減額。負担金補助及び交付金で5万円の減額につきましてはそれぞれ事業費の確定により減額いたしましたものでございます。

終わります。

○**総務企画課参事兼課長（城口貴志生君）** 続きまして、災害救助経費の職員手当等時間外手当852万4,000円の増、13番管理職員特別勤務手当234万9,000円の増でございます。この経費につきましては、3月11日に大震災が発生した以降3月31日までの職員の時間外手当と管理職員特別勤務手当を計上し、5月の給料日に支給したものでございます。今回の時間外手当の支給につきましては、条例及び規則にのっとり一般職員については土日祝日の8時30分から5時15分までの7時間45分については代休振りかえとしまして、そのほかを時間外手当としたものでございます。管理職につきましては、土日祝日のみ支給し、1回6時間までは6,000円、1回6時間を超える場合は9,000円として支給をいたしましたものでございます。以下、他会計につきましても同様の考えで支給をいたしております。

終わります。

○**町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君）** 次に、衛生費でございます。保健衛生事務経費貸付金高額療養費貸付金314万円の減額です。これは実績によるものでございます。

次のページをお願いします。母子保健事業の委託料につきましては、妊婦健診の実績によるものでございます。

次の、予防費、予防接種経費、これにつきましては歳入でも説明いたしましたが、インフルエンザの流行の拡大が思ったほど流行しなかったということと、それから子宮頸がんワクチン等は3月11日の地震のための予防接種が困難となったというのが原因でございます。

それから、19の負担金補助及び交付金のインフルエンザ他市町村施設接種者補助金についても同様の考えでございます。

終わります。

それから、疾病予防対策事業費の疾病予防対策事業費の委託料女性特有がんのがん検診委託料でございますが、事業実績により減額でございます。

終わります。

○**町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君）** 医療福祉センター費世代館研修館費でございます。需用費を負担金補助及び交付金に組み替えをいたし、研修館の水道料金を涌泉亭に支払ったものでございます。

研修館の事務室及び当直室の給湯室の水道が、厨房の水道に接続されていたということがわかりまして、その使用分ということで、今回14万8,000円、涌泉亭と話し合いをした結果基本料金及び使用料金を案分して支払っ



たものでございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 6款農林水産業費3目農業振興費でございます。積立金繰出金については額の確定によるものでございます。

終わります。

続きまして、15目農村整備事業費でございます。繰出金86万7,000円の減額でございます。

終わります。

済みません、続きまして、林業費の林業振興費松くい虫防除経費でございます。額の確定によるものでございます。

終わります。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 次に、7款商工費の観光費観光振興対策経費のにぎわい夢ショップ事業等委託料につきましても、このたびの東日本大震災の影響により事業に一部未執行が生じました。よって、57万円の減額は事業費の確定により減額をいたしたものでございます。

終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 8款土木費道路維持補修事業費で29万7,000円の減額でございますが、緊急雇用創出事業の精算により臨時職員雇用分公共施設環境整備委託料分、それぞれ減額をお願いするものでございます。

続きまして、34、35ページをお開き願います。

3都市計画費下水道建設事業費で571万円の増額でございますが、公共下水道事業の事業費見込みにより繰出金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、4住宅費基金管理経費で1万8,000円の増額でございますが、公営住宅積立基金利子による増額でございます。

以上でございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、10款教育費2学校管理経費で1,338万4,000円の減額でございます。小里小学校校舎耐震補強等工事につきましては、工事費確定によるものでございます。

涌谷第三小学校実験台移設等工事につきましては、旧第三小学校から現在の月将館小学校に実験台の移設等の工事を春休みにかけて実施する予定でしたが、3.11の大震災により着手困難となりましたことから平成23年度において実施することにいたしましたものでございます。

次に、1目幼稚園管理費1職員人件費の増額でございますが、退職手当に不足が生じたためによるものでございます。

終わります。

○教育文化課統括主幹（給食センター）（川口美恵子君） 給食センター運営経費歳入の方でもご説明申し上げましたが、給食日数の減によりまして賄材料を減額するものでございます。

終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の12款公債費長期債元金40万5,000円の減額です。当初予算で見込

間違いのあった部分の減額をいたしたものでございます。

次の長期債利子722万円の減につきましては、当初見込んだ借入月日、利率等の変動による減額でございます。  
一時借入金利子107万3,000円の減、実施しなかったための減額でございます。

14款予備費11万8,000円の減ですが、歳入歳出予算の調整で減額を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

これより質疑に入ります。2番。

○2番（久 勉君） 10ページの地方譲与税でそこからずっとそれぞれ3月31日までの確定により専決ということですが、一番頭の地方揮発油譲与税、補正前の額が2,300万円、今回の補正額1,200万円と約半分以上もの補正ということはもっと前にこういう数字ってつかめないものなのかどうかと。昨年の決算見ますと2,000万円ちょっとですから、昨年から比べればかなりふえているんですけども、ふえた要因というんですかね、そういったのはどういうことなんですかね。

2点目は14ページ、15ページ、環境衛生費の補助金で2万8,000円の減額。ちょっと私聞き落したのかどうか。合併浄化槽の事業の確定と聞いたような気がするんですけども、そうすると18、19ページで県の方の補助金では65万円の増となって、何で国庫で減になって県で増なのかということと、それから歳出の方に今回の補正では出てこないというのは、事業の確定ということになれば結局歳出の方も予算どおりぴったりいったのか。でも歳入でふえれば結局連動することになるんでないかなと思いますけれども、その辺の理由をお願いします。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 地方揮発油譲与税の質問でございますけれども、これは6月と11月と3月、3回に分けて交付されるものでございます。3月の交付をもちましていつも専決で処理をさせていただいているというものでございます。今回、1,200万円ほどの増額になっているんですけども、これにつきましては当初もちろんきつ目きつ目に見ているというのは確かにございます。そのほかに、ことしは制度の変更と申しますか、昨年までであった地方道路譲与税ですか、それ、昨年は1,300万円ほどあったんですけども、それにつきましては今回制度のことでなくなってしまったということで、その分が揮発油譲与税の方に、全部ではないですけども、ほぼ移っているという、そういう状況でございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 合併処理浄化槽で国費と県費の補助金の違いなんですけれども、県費の場合、これにつきましては県の予算の枠内で最終的には交付されるということでございました。それで、県の方に

は私の方の実績は提出しておりませんでした。3月補正の段階ではまだ予算書の作成時ではまだ県の決定書が来ておりませんでした。それで、今回予算3月補正後に決定いたしましたので、これを今回専決させていただいたというわけでございます。

歳出につきましては合併浄化槽5人槽と7人槽、合わせて18基、これは事業費が確定しておりましたので、その中3月補正でさせていただいたところでございます。

環境衛生費、この時期国庫補助金につきまして2万8,000円につきましては、これは5人槽と7人槽それぞれ入れかわりましてこの分の交付決定がちょっとおくれたということでございます。

以上でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。5番。

○5番（伊藤雅一君） 5ページの地方債の補正の中で農業生産基盤整備事業ということで、1億4,760万円それから学校教育施設ということで2,120万円借入予定ということで、出されておりますが、これ金利5%になっておりますが、もう既に金融機関と連絡をとってあらかじめどれぐらいの金利で借りられるかということは当然準備をされてここに提出されていると私は理解をするんですが、そういったことで見込み金利はどれぐらいで期間はどれぐらいの期間でこういった資金をお借りしようと、こういうふうにしておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、もう一つは17ページ、小里小学校修繕費730万円ほど少なくて済んだと、こういうことですが、当然ながら申すまでもなく十分安全性なり、それから耐久性、そういったものは当然考えられて工事に当たってきておられると思います。残念ながら、今回の地震の結果では公共施設が大分あらゆる建物、傷められているように思われます。やはり、こういったことも十分お考えをいただいて先々を考えた対応なり工事をやっていただきたいと、こういうふうには私は願いたいと思います。そういった意味で、この730万円、どういう意味でどれだけの規模であったか、済みません、私忘れてしまいましたが、その理由をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、25ページに財政調整基金積立金ということで、6,800万円積み増しされています。それから、一番前のところの2ページでは繰入金ということで、1億2,800万円、これ減額をされておりますが、財政調整基金、資金管理それから財政管理、こういった立場に立っておられる方としてこの状況を、それから当初の見込みとも比較してみておられると思いますが、今の積み立て状況というようなものをどんなふうにごらんになっておられるかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） まず、地方債の金利、それから借り入れ等の見込みということでございますが、申しわけありません。ちょっと手元に見込みの金利につきましては後で、手元にありませんので、後でお示ししたいと思います。大変申しわけございません。ただ、この5%につきましては、かなり高いところの範囲でございまして、これよりもかなり低い予定で借り入れる予定でございます。月日につきましては、4月過ぎておりますので、5月内に借り入れをするということで、既に終わっております。

申しわけありません。金利につきましては、後でお示ししたいと思います。

以上です。

財政調整基金でございますが、これにつきましては当初の基金というのは少しずつ減っていく傾向にございますので、こういった災害がいつ起こるかかわからないという中では、やはり手持ちの基金ということで預金ということで、それはできるだけ多く持っていたいというふうに考えております。

平成22年度の件なんですけれども、当初始まりは5億9,000万円から始まって、最終的には専決で7億2,000万円というふうになっているものでございます。当初の5億9,000万円から比較いたしますと1億3,000万円くらい多くなっていますが、ただし平成23年度に予算当初を既に組んでおりまして、後で平成23年度の専決でもお話ししようと思っているんですが、かなりこの後出費、基金からの取り崩しというものも出てまいりますのでどちらかという平成22年度の方ではかき集めて幾らでも多くしたいという気持ちでございます。ただ、この金額をもってしてもこの後の財政運営を考えていきますと安心できる額ではないなというふうに、そういうふうに考えております。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（高橋勝一君） 小里小学校の耐震補強工事に関しましてのご質問でございますが、今回の3.11の大震災におきましても小里小学校の耐震補強の成果と私どもではとらえておりますが、他の学校等に比べまして小里小学校につきましては、校舎そのものについては被害が少なかったということを認識しております。そういう面からしますと、今回733万9,000円補助金の方で減額しておりますが、金額に、失礼しました、工事そのものにつきましては減額とはなっておりますが、適切な工事だったというふうに判断はしております。

以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 先ほど答弁漏れがありましたものでございます。

まず、農業生産基盤1億1,300万円の内訳でございますが、そのうち1億3,610万円につきましては利率0.8%、それから同じく残りの520万円につきましても0.8%で借入れを5月26日に行っております。

それから、学校施設につきましては、借入枠1,900万円につきましては利率1.7%で同じく5月26日に借入れを行っております。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 今のお話、やはり財務なり収支の管理、要するに経営ですね。町の経営、事業なり経営に臨んでおられる立場の方々でございますが、私はこれは家計でも同じだと思いますが、自分うちの状況がどんなふうになっているかということは、これは仕事としてやっている立場であればなおさらのこと役目は違います。これらはやはりそういった認識で、これは認識の問題ですかね。心得ですね。ちゃんとやはりとらえてこの金利でどれぐらいの期間で借れば我が家の経営はどうなるのか、今後何十年間償還は果たして間違いなくやっていく方法は、万が一のときはどういう方法でと、やはりいろいろと最後の状況まで頭に置いておいて臨んでいただかないと、町民の方々は本当がっかりするわけですから、私そういう意味で申し上げます。これらは考え過ぎて考え悪いことはないと思います。十分ひとつ心を持っていただいて過ちのない臨み方をしてい

ただきたいと、こういうふうをお願いをしたいものです。

それから、学校につきましては、問題はないというふうなことでございますが、今度の震災でも皆やはりそういったことが私はあぁいった死亡なり行方不明なりに、皆日ごろのとらえ方が今度のこういった大きな災害につながっているんでないかというふうには思っております。これは今申し上げた経営管理も同じだと思います。本当にそういった意味で、日ごろの心得をひとつよろしく専門的な立場で臨んでいただいているわけですので、よろしくひとつ管理運営にはお願い申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大橋信夫君） ほかに。6番。

○6番（門田善則君） 世代館研修館運営経費で先ほど局長が説明されました水道の何ていうんですか、水道管の設置に問題があって涌泉亭の方に戻すみたいなお話をしたわけですが、これはできた当初からそうだったのか、その辺、ちょっと確認しておきたいと思います。

あと1点確認なんですけれども、災害救助経費、それで職員の時間外手当、管理者の特別勤務手当というふうにあるわけなんですけれども、これは確認なんですけれども、災害救助経費、何か私からすると災害救助したのに、重機を借り上げたりとかそういうもので人を助けたとかいろんなことに考えるんですけれども、何か時間外手当とか職員給与費が災害救助経費という名前でもいいのかどうか、ちょっと私の疑問に思ったものですからその辺も教えていただければと。

○議長（大橋信夫君） 病院総務管理課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 世代館のレストランの方ですけれども、涌泉亭で昨年12月まで営業委託しておりましたんですが、閉店、閉鎖するに当たって水道の閉栓したわけですが、そこでわかったということですので当初からの接続じゃないかと思っております。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 災害救助費における人件費ということなんですけれども、この計上の仕方につきましても大分私も迷いまして議論を行ったところでございます。人件費でございますので、各款にそれぞれ載せるという方法も確かにございます。ただし、その場合ですと見えにくくなるということもございまして、とらえ方としましては職員の活動、それは救助費の一環としてとらえて構わないということもございまして、ここに計上させていただきました。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 6番。

○6番（門田善則君） まず、世代館の方、話はわかりました。しかしながら、あそこの涌泉亭の経営というのは過去オープン以来恐らく二、三軒経営者が変わっているのではないかというふうな記憶をしています。では、その分についてはどうなのやと、当初からだったということであれば、その人たちは泣き寝入りかというふうなことになりますけれども、それはいかがでしょうか。

次に、今総務課長が言われたこと、よく理解しております。私は時間外手当、特別勤務手当についての金額とかそういったものに関しては、どうも異論はないんですけれども、ただ名称として何か若干歯切れが悪いなという部分もあるものですから、その辺について今後もっと検討していただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター総務管理課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 何社か今までレストランの運営を委託しておったわけですが、今の、今というか前回といいますか、やっていた涌泉亭については平成10年9月からということですが、大分もう12年ほどたっておりましてございまして、前の方の分としては何の請求とかもございまして時効ということで処理させていただきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 6番。

○6番（門田善則君） 時効だと言えど時効なのかもしれませんが、教えなければ教えなくてもいいんですけども、もし後でばれたらと言ったら失礼ですけども、わかられたときには何らかの申し出があった場合にはどういう処理をしなければならないということを今後考えなければならないと思っておりますけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター総務管理課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 経過期間もかなり長うございまして、その辺はお互いに知らなかったということもありますけれども、その辺は和解というか話し合いで決めていきたいと考えております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

---

◇

#### ◎承認7号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第9、承認第7号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） それでは、承認第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,119万9,000円を追加し、総額を22億6,310万6,000円にいたそうと

するものでございます。

主な内容につきましては、歳入では保険給付費及び各拠出金にかかわる国庫支出金の交付の確定に伴う増減でございます。また、国庫補助金の特別調整交付金では特別事情分として4,700万円交付され県補助金の2号交付金においても経営姿勢良好分等について交付されたものでございます。さらには、財政調整基金繰入金では歳入歳出差引額を戻し入れいたしております。歳出におきましては、国の特別調整交付金の追加分につきまして国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、承認第7号についてご説明いたします。予算書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。国庫支出金とも交付決定によりましてそれぞれ減額をいたすものでございますが、3の国庫支出金1国庫負担金2療養給付費等負担金につきましては、一般療養給付後期高齢者支援金、介護納付金についての額の確定による増額でございます。それから4の特定健診、健康診査等負担金につきましては、確定に伴うものでございます。なお、平成22年度受診率につきましては49.7%でございました。

次に、国庫補助金の財政調整基金交付金の①普通調整交付金で341万6,000円の減額でございますが、一般分の療養給付費の減額によるものでございます。

次に、特別調整交付金で6,304万円の増額につきましては提案理由で申し上げました内容で交付を受けたところでございます。

①の出産育児一時金補助金、それから下の①の事務費補助金につきましては額の確定によるものでございます。

それから、県支出金1県負担金①の特定健診等負担金につきましては、国庫負担金と同様の理由において増額をお願いするものでございます。

それから、県補助金①1号交付金につきましても額の確定により増額をお願いするものでございます。2号交付金の1,175万2,000円につきましても提案理由で申し上げましたレセプト点検及び保険事業支出等について交付を受けたものでございます。

次のページをお願いします。一番上の方になります。

療養給付費等交付金①現年度分でございますが、額の確定によるものでございます。

財産収入①財政調整基金利子についても確定によるものでございます。それから繰入金助産費等繰入金でございますが、実績により減額をいたすものでございます。国保会計で40件を見込んでおりましたが、実数として25件ということに相なったものでございます。

次の、職員給与費等繰入金につきましては減額をお願いするものでございます。

それから、基金繰入金①財政調整基金繰入金につきましては、6,237万3,000円の減額をお願いするものでございます。

11の諸収入雑入につきましては、ドックの個人負担分それから処遇改善臨時特例交付金の額の確定による増減でございます。

次のページをお開きください。12ページ、13ページをお開きください。

9 基金積立金財政調整基金積立金でございますが、基金利子分29万円を積み立てをするものでございます。年度末基金残高につきましては2億9,146万3,000円となるものでございます。

それから、10諸支出金繰出金直営診療施設勘定繰出金2,090万9,000円の増額につきましては、特別調整交付金確定により国保病院へ繰り出すもので、直営診療施設整備事業として交付を受けたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



#### ◎承認第8号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第10、承認第8号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） それでは、承認第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、総額を264万円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入歳出において諸収入金額及び医療諸費の確定によるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を集結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第9号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第11、承認第9号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、承認第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ228万4,000円を減額し、総額を1億3,757万8,000円にいたしましたのでございます。

主な内容につきましては、歳入では後期高齢者医療保険料を減額し、歳出では広域連合納付金及び予備費を減額したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第9号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第10号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第12、承認第10号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、承認第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ59万円を減額し、総額を5億8,771万9,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして施設管理費委託料における委託料等の減額でございます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくご説明申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。2番。

○2番（久 勉君） 6ページ、7ページに使用料及び手数料の補正で、使用料628万3,000円減額して合計で5,115万円という数字なんですけれども、これはちょっとひどい。というのは、平成20年の決算額で5,192万5,000円、平成21年度の決算額で5,511万9,000円。それよりも低い料金収入というのは、何でこう、例えば半期終わってどれだけ収入になっているのかというのがチェックできて、じゃあ目標達成にどんなことやんなきゃいいのかというそういう論議というのされたんでしょうか。どう見ても、3月末まで来て最後に来てそしてそれも専決で628万3,000円も減額するというの、その間何ら対策というのは講じられなかったんですか。これは財政担当する人、それから当時の総務課長である菅原課長とか、平成21年3月に下水道事業中期経営計画というのつくっています。この中で4番に経営基盤強化への取り組み、経営改革への取り組み、2番に下水道使用料の収納率向上、水道事業に徴収事務を委託していますが、水道事業と連携を図りながら未収金対策に積極的に取り組み収納率の向上を図りますと書いています。これらのことがどうとらえて平成22年度の収納率向上に努力したのかというのはこれからは読み取れないですよ。

例えば、平成20年度の調定額に対しての収入済額は97.1%、それから平成21年度は調定額に対し収入額は96.8%、今回の5,115万円、例えばもうこのとおりに入るんだと思いますけれども、その調定額は幾らになっていますか。平成22年度。あと、それからどんな検討されたか。これは財政担当も含めて。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課上下水道担当統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 公共下水道事業の、下水道使用料ということでございます。ただいまの調定額につきましては5,822万6,000円となっております。それで、今回の下水道使用料の減額ということでございますけれども、これは実は3月に震災がございまして、その間電源がストップいたしまして、それで徴収業務が実際できなくなったというのが主な理由でございます。実際3月分としては調定額が約600万円ほどございましたが、この部分についての減額でございます。

実際の状況を申し上げますと、電算システムが稼働いたしまして急遽事務を行ったわけでございましたが、口座振替の時期が3月請求分の口座振替分が4月になりました。それから、さらに切符の、納付書の配布が5月に落ち込んでしまったという状況でございました。そういう理由から今回補正をさせていただいたという事情でございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） そうすれば、震災前までは例年どおりというか、順調に入っていたと理解していいわけですか。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 2月の時点までにつきましては順調に入っていたようでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） それは結局未収となって残っていくわけですね。未収となって残っていった翌年度入ることになるわけでしょうから、それはそれとしてただ600万円不足する分を他会計繰入金で一般会計からの繰入金ということで今回の専決になっていますけれども、その電算の電気がとまって作業がおくれたことでの収入減ということになれば、それが平常時に戻れば当然お金はそのくらいは入ってくるだろうと予測されますので、それが入ってきたときには一般会計へ繰入金を戻すといえますか、そういうことも考えられないかどうか。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 繰入金の一般会計の戻しということでございますけれども、最終的に決算が出ますけれども、その款で翌年度、この繰入金も含めまして残った予算につきましては翌年度への繰越金というような処理になるかと思えます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） ほかに。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第10号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



#### ◎承認第11号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第13、承認第11号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋庄治君） 承認第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ86万7,000円を減額し、総額を1億3,246万1,000円にいたしましたのでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして施設管理費の処理施設の光熱水費及び委託料等の減額でございます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第11号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

---

◇

#### ◎承認第12号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第14、承認第12号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） 承認第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ361万1,000円を減額し、総額を12億3,592万5,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入歳出において国庫補助金及び保険給付費の確定によるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第12号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



### ◎承認第13号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第15、承認第13号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長

○町長（大橋荘治君） 承認第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして東日本大震災の復旧業務に要しました人件費を増額いたしましたので、詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 承認第13号についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきます。

第2条でございますが、平成22年度涌谷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予算額の補正でございます。

第2款水道事業費用についてでございますけれども、人件費として53万6,000円の増額をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきます。

営業費用総務費の手当でございますが、地震災害に伴いまして時間外手当などで53万6,000円の増額をお願いするものでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第13号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第14号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第16、承認第14号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国庫補助金の確定に伴う収益的収入及び資本的収入の補正と、建物及び機械備品の減価償却費と固定資産除却費を精査し、収益的支出を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 承認第14号平成22年度浦谷町国民健康保険病院会計補正予算専決第1号でございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2条におきまして収益的収入20万6,000円の減。収益的支出を1,247万8,000円の増をいたすものでございます。

3条におきましては、資本的収入が資本的支出に不足する額を国保特別調整交付金が認められました2,111万5,000円増になりましたので、6,495万9,000円と改めたものでございます。

4条におきましては同様に国保会計から補助金が2,090万9,000円増額となったことにより、2,490万9,000円と改めたものです。

5条におきましては、医業費用でございますけれども、東日本大震災におきまして平成23年度に繰り越して使用できる経費を615万3,000円とするものでございまして、自家発電機の制御盤それからバッテリー等の更新を予定していたものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思ひます。

収益的収入及び支出の補正でございまして、今収入におきましては提案理由にもございましたように国庫の特別調整交付金が認められたそれぞれの増減でございます。内容でございますけれども、調整交付金の379万4,000円につきましては医師確保の事業として100万円、それから救急患者受け入れとして297万4,000円が認められてございます。それから支出におきましては減価償却費、それら資産減耗費でございますが、年度末までの額を精査しそれぞれ増減をいたしてございます。

資本的収入の補正でございますが、これにつきましては国庫からの特別調整交付金でございまして、CTの更新に515万5,000円、それから医療電子管理システムに1,596万円が認められたものでございます。医療電子管理システムでございますけれども、これにつきましては検査の結果データそれから、心電図やエコーの画像などが

モニターで見られるもので、診察室で患者さんにお示ししながら診察ができるというものでございます。

以上でございます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（遠藤釈雄君） ちょっとお聞きしておきたいと思いますが、充電器、発電機もありましたが、この前の震災のときにどうも発電量に大きい不足を感じたと聞いておりますが、その辺どうだったかということと、それから今回いろいろ医業外の補助金なんかの関係もありますけれども、もしわかればですけれども、3月31日現在の縮めの状態で経常収支どのようになっているかお聞きしたいと思います。以上2点伺います。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 震災についての発電量ということでございますけれども、量的には不足ということはありませんでした。その対応については、ちょっと余り使われていない部屋とかの電球とかを取り外したり、そのような対応をしてできるだけ重油等の減りが少ないような対応をしてございました。ただ、老健には自家発電がございまして、病院の方から電源を引っ張っていったわけですが、その間の夕方ですかね、ちょっと暗い思いをした事実はございます。

それから、療養につきましては、3時間ぐらいの発電なんでしょうか。皆さんが避難できるぐらいの非常用電源しかございまして、その電池が切れて照明がなくなってしまったということがございます。それについても病院の方からの自家発電機から線を引っ張りまして患者さんのサービスには支障のない程度、最低限の電源は確保して対応したということでございます。

それで、今後のことでございますけれども、老健、それから療養棟の方には自家発電から直接持っていけるような整備とかをしないかなという反省はしてございます。

それから、収支でございますけれども、今度の病院の会計は3条分で1,500万円ぐらいの赤字ということでございます。一部一般会計からの繰り入れがございまして、若干4条に回した額もございまして、最終的に9月にお示しできるのは1,500万円程度の赤字の決算ということでございます。

以上です。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第14号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

◇

◎承認第15号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第17、承認第15号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、承認第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7億7,440万円を追加し、総額を70億8,889万1,000円にいたしましたのでございます。

主な内容につきましては東日本大震災に係る経費で歳入におきましては国庫支出金として災害廃棄物処理事業費補助金や公共土木施設災害復旧事業費補助金、県支出金といたしましては災害弔慰金県負担金や住宅応急修理事業費補助金などを増額いたしております。繰入金につきましては、歳入が不足する分の補てんとして財政調整基金繰入金を増額し、詳細につきましては災害復旧債及び県貸付金債としての災害援護資金貸付金をそれぞれ増額いたしております。

次に、歳出におきましては、民生費の災害救助経費において職員の時間外手当や災害廃棄物処理業務、災害弔慰金、災害援護金貸付金等の増額また被災住宅応急修理事業費補助金や淡島団地政策空家修繕工事の増額をいたしております。また、農林水産業費、土木費におきましては農業集落排水事業、公共下水道事業への災害復旧調査設計に係る分として繰出金を増額いたしております。教育費におきましては、震災により平成22年度末までに予算執行できなかったものを改めて予算措置をしております。さらにまた、災害復旧費におきましては農業施設を初め公共土木施設や文教施設等の各種災害復旧に係る設計業務委託費や工事請負費等の経費を増額いたしましたのでございます。

なお、東日本大震災における町内の公共施設等の被害状況につきましては担当統括主幹から、予算の詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 危機管理高橋室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） それでは、平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に係る東日本大震災における公共施設等の被害状況について私の方からご説明申し上げます。

承認第15資料をごらんいただきたいと思います。

これら、災害復旧に係る公共施設の被害状況について概略を取りまとめたものでございます。まず、役場本庁舎におきましては、議員各位にも大変ご迷惑をおかけしております地盤沈下等の設備関係破損が多く見られております。

それから天平の湯につきましては、小破と申しますか、被害もございましたが、ご承知のように地震発生後ほどなくして営業の方を再開しているという状況でございます。また、天平の湯につきましては、沿岸部での被災者、避難所にいる方たちの無料入浴等に供して大変評判、好評をいただいております。

町民医療福祉センター、老人保健施設につきましては現在詳細な被害状況について取りまとめ中ということでございますが、被害につきましては大きな被害はございませんが、躯体におけるクラック等が発生いたしております。



す。

それから、農道、林道、土づくりセンターという農業施設についてはごらんのような箇所等におきまして被害が発生しております。また、農業関係におきましては、このほかにも土地改良区の橋梁でありますとかそれからため池の停滞でございますとか排水機場ということで、改良区関係で約1億円ほどの被害が報告されております。それからJAみどりのにおきましては穀類等乾燥貯蔵施設につきまして概算で6,000万円程度の被害が報告されてございます。

それから、道路、橋梁、公共下水、農集排はここに記載されているような、上水道も含めてここに記載されているような被害がございまして、土木施設につきましては、災害査定の方5月23日から入っておりますので認定され次第補助債単独債というふうな事業仕分けにおきまして復旧をいたしていこうというところでございます。

公営住宅におきましては、八雲住宅におきまして配水管破損、それから教育文化課におきましてスクールバスの破損が見られております。

それから、小中学校におきましてはそれぞれここに記載のような被害がございまして、第一小学校の体育館の外壁落下によって下に停車しておった軽乗用車に被害があったりというような被害が発生しております。幼稚園におきましては小里幼稚園で浄化槽の破損であるとか県道との境の道路に段差ができたというようなことがございます。

給食センターにつきましては、外の機械設備の部分の被害、それから八雲児童館、城山保育所につきましては、ごらんのような被害状況でございます。

それから、今回の公共施設の被害の中で特に大きかったのは、涌谷公民館においては建物に傾斜が発生し危険建物ということで現在公民館の機能は停止してございます。

それから、環境改善センターにつきましては、築年次が公民館よりも新しいということで、こういった被害がございまして、改善センターにつきましては現在YMCA等ボランティア団体の沿岸部の支援に行く際の基地ということで、ご利用いただいております。

くがね倉庫については、天井照明等の落下。史料館につきましては、外壁全体の亀裂ということで、これは大分屋根部分に大きな亀裂が入って危険建物ということになっております。

青少年ホームにつきましては地盤による不等沈下、ろまん館につきましては棟瓦の破損、BG体育館についても不等沈下ということでございますが、ご承知のようにBG体育館については沿岸部に支援に参っております自衛隊の宿营地として使用したりしてございました。現在は、体育室の方はあいて自衛隊についてはすべてグラウンドの方で宿営をしている状況でございます。

それから、勤労福祉センターについては天井剥離外壁亀裂等発生しておりますが、こちらは町の指定避難所としてゆうらいふに避難者が移るまでの間避難所として使用しておりました。

それから体育館であります、涌谷スタジアム、艇庫、BGプールについてはそれぞれ地盤等による被害が生じております。

それから、涌谷町の今回の震災による人的被害でございますが、死亡者が9名うち町内における死亡者が上谷地区で1名おりました。残り8名の方については、町外で津波災害によって死亡された方でございます。それから、行方不明の方につきましては、現在公式のところ4人ということになってございます。

それから、住家等の被害につきましては、5月23日現在で罹災証明の発行状況における被害状況ということですが、現在も罹災証明の受け付け件数につきましては1,500件を超える数字になっております。そのうち約1,400件ほど罹災証明を発行いたしておりまして、発行件数の罹災証明については、失礼いたしました。罹災証明発行件数のうち住家479件のうち全壊が86戸、大規模半壊が70戸、それから半壊が141戸ということで、住家として証明受け付けをいたしました479戸のうち約300戸で半壊以上の被害を受けたという状況でございます。それから住家以外におきましては207棟の申請を受けまして、全壊が58、大規模半壊が14、それから半壊が64といったような被害状況になっております。

現在の罹災証明の発行状況でございますが、受け付けし被災証明等を除いて調査の必要なものの調査件数について983件ということで、受け付けをしているうちの約、先週のちょうど1週間ほど前の状況でございますが、86.5%については既に調査を完了しているという状況でございます。

今回の震災における被害の概況は以上のとおりでございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 引き続きまして、補正予算専決第1号の説明に入っていきたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございます。地方債の追加。まず道路復旧事業で9,820万円、続いて橋梁復旧事業で5,088万円の増額でございます。この二つの事業、どちらも補助災害については3分の2の国庫補助、残りの3分の1について起債を充当しております。それから、単独災害につきましては対象事業費の100%を起債するものがございます。

続きまして、災害廃棄物処理事業4,060万円でございます。災害廃棄物処理につきましては、対象事業費の2分の1について国庫補助、残額の2分の1について起債を行うものがございます。

最後の災害援護資金貸付金1,000万円ですけれども、災害援護資金貸付金相当額を県から無利子で借り入れするものがございます。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 8ページ、9ページ、第14款国庫支出金第2項国庫補助金2目民生費国庫補助金でございます。9節施設災害廃棄物処理事業ということで、4,060万円でございますが、災害廃棄物処理に係る事業費の2分の1について国庫補助を受けるものがございます。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 5土木費国庫補助金の①公共土木施設災害復旧事業補助金2億3,892万円でございますが、歳出にも計上しております道路橋梁災害復旧費の公共災害復旧工事費の3分の2を補助金として見込んでいるものがございます。

以上でございます。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金細節1の災害弔慰金県負担金でございますが、災害弔慰金の県負担金のうち国庫の負担分3,000万円でございます。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） ②応急仮設住宅整備県負担金3,320万円でございますが、災害救助法の弾力的な運用におきまして老朽化等により現在使用されていない公共住宅等を補修し、避難所または応急仮設住宅を設置した場合に国庫負担の対象となったことから町営淡島住宅、町営淡島団地の政策空き家となっております。

す簡易平屋27戸簡易2階建て13戸合計40戸を被災者の応急仮設住宅として修繕をし、被災者の方々の住家として入居していただくものでございます。

次の③、住宅応急修理県負担金2,600万円でございますが、災害救助法に基づき罹災証明で住家が全壊大規模半壊、半壊となった方が応急修理をすることによって避難所や仮設住宅を利用しないことを目的に1世帯当たり修繕料52万円を補助するもので、今回50戸をお願いするものでございます。

以上でございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次に、18款繰入金財政調整基金繰入金2億600万円の増額でございます。歳入が歳出に不足する分につきまして取り崩しをお願いするものでございます。取り崩し後の残高につきましては2億9,151万4,000円となるものでございます。

続きまして、町債の中の公共土木施設災害復旧事業債1道路復旧事業債で9,820万円の増。橋梁復旧事業債で5,088万円の増。次の5災害対策債の中の災害廃棄物処理事業債4,060万円の増。第2表の地方債補正で説明したとおりこれらにつきましては対象事業費につきまして国庫補助以外について借入れを行うものでございます。

終わります。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 次の県貸付金債でございます。災害援護資金貸付金1,000万円でございますが、転貸債として1,000万円を県から借入れて借入れ同額を対象者の方に貸し付けるものでございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思えます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 歳出に入ります。

総務費の中で財産管理費、庁舎管理経費の中で工事請負費、本庁舎玄関自動ドア等改修工事78万1,000円を増額するものです。3月11日の震災後に破壊されました玄関周りの修繕に要した費用でございます。現在、全額弁償していただくということで、進めているところでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 民生費老人医療経費でございます。6万9,000円の増額。これには平成22年度で国庫負担金を清算し国へ戻し入れするものでございます。

終わります。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、4目児童館費に児童館運営事業経費で備品購入費で83万1,000円の増額につきましては、さきの3月補正に計上いたしました児童の人数の増に要します、いす、ロッカー等の必要物品、3.11大震災により調達困難となりましたことから平成22年度予算を未執行といたし、同額を平成23年度予算で措置いたしましたものでございます。

終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、災害救助経費の中の3節職員手当等819万5,000円の増であります。これにつきましては、4月1日以降の災害対策に要する職員の時間外手当等につきまして見込み額を計上したものでございます。

終わります。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 続きまして、4節共済費7節の賃金につきましては黄金山

のごみ震災ごみ置場の臨時職員、あるいは罹災証明発行に伴う臨時事務補助員の賃金についてお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、災害対策本部を運営するのに所要の経費をお願いするものでございます。

12節役務費の細節②手数料でございますが、4月7日に発生しました最大規模余震の電源切りかえ、仮設電源への切りかえ手数料、あるいは仮設トイレのし尿くみ取り料をお願いするものでございます。広告料につきましては新聞折り込みの広告料をお願いするものでございます。委託料につきましては、ごみ捨て場管理搬出業務委託料ということで、5月からこちらの管理運営搬出処理については業者委託をしておるところでございますが、5月6月の所要の経費についてお願いするものでございます。

それから、ごみ捨て場整理作業業務委託料でございますが、ごみ置き場の場内整理についてシルバー人材センターに委託をお願いした分でございます。使用料及び賃借料につきましては発電機あるいは公民館グラウンドに設置しております仮設トイレの賃借料等でございます。

15節の工事請負費につきましては、淡島団地政策空き家修繕工事につきましては先ほど建設水道課長の方から歳入で説明したとおりでございます。

被災住宅解体撤去工事につきましては小人町地内で道路に危険が及ぶ可能性がある住家の解体撤去を町がかわって行うための所要の経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては先ほど歳入の方で建設水道課長がご説明した内容でございます。

20節の扶助費でございますが、災害弔慰金ということで、死亡9名行方不明4名に係る災害弔慰金の金額につきましては主たる生計者500万円、それから主たる生計者以外は250万円ということで積算をいたしたものでございます。

21節貸付金につきましては承認第2号でお認めいただきました災害援護資金の貸付につきまして見込みにより補正をお願いするものでございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 6 農林水産業費農村整備事業費の繰出金でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金3,574万5,000円を繰り出すものでございます。

終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 8 款土木費公共下水道特別会計繰出金2,280万6,000円でございますが、今回の大震災で被害が発生しました公共下水道の災害復旧にかかわる設計業務、調査業務の委託料として繰り出しをお願いするものでございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、10款教育費2項小学校費の学校管理経費で、次のページをお願いいたします。失礼いたしました。

90万6,000円の増額につきましては老朽に伴う月将館小学校及び小里小学校電話機交換に要する所要額を措置したものでございます。月将館小学校に関しましては、平成22年度予算で3月に施行する予定で準備していたおり、3.11の大震災が発生し施行困難となりましたことから平成22年度予算を未執行といたし平成23年度予算で同額を措置いたしましたものでございます。小里小学校につきましては、3月末に4台あるうち3台が故障で使えなくなったことから今回4台分すべて交換ということで所要額を措置したものでございます。

次の、3項中学校費の学校管理費で12万4,000円の増額につきましては、涌谷中学校の水道管漏水に伴います所要額を措置したものでございます。

終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 次の、11款災害復旧費1目農業施設災害復旧費の委託料でございます。災害復旧調査実施設計業務委託料273万円をお願いするものでございますが、大震災に伴いまして農道長根線農道上谷地線2路線の調査設計を業務委託するものでございます。

以上でございます。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 2項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費4億8,860万円でございますが、手数料では、承認第5号にもございましたが、余震によります停電を見越し渋江三十軒線の国道108号下アンダーパスの排水ポンプの電源切りかえ手数料10万円をお願いするものでございます。委託料につきましては、公共災害測量設計業務、災害査定支援業務合わせて8,730万円をお願いするものでございます。

使用料及び賃借料につきましては重機等の作業機械の借り上げ料でございます。工事請負費でございますが、単独災害復旧工事2,600万円、公共災害復旧工事3億6,200万円、舗装補修等応急工事650万円、あと通行どめになっておりました上谷地橋の応急復旧工事150万円合わせて3億9,600万円をお願いするものでございます。原材料につきましては、簡易アスファルト合材、碎石等200万円をお願いするものでございます。

次の16、17ページをお開き願います。

続きまして、負担金補助及び交付金でございますが、涌谷町と大崎市田尻の境界にかかる田尻川の一箕橋の災害復旧について大崎市と協議した結果、大崎市が測量設計と工事を行うとなったことから測量設計業務の2分の1、270万円の負担をお願いするものでございます。

続きまして、住宅施設災害復旧費62万円でございますが、八雲住宅建物周辺部が不等沈下したことによりまして、下水道接続管、雨水の排水管が抜け、ずれが生じたため配管の修理をお願いするものでございます。

以上でございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、1目公立学校施設災害復旧費1小学校施設災害復旧費で553万6,000円の増。2中学校施設災害復旧費で101万7,000円の増。3幼稚園施設災害復旧費105万7,000円の増につきましては、小中学校及び幼稚園の災害をこうむりました施設災害復旧に伴います災害復旧建設業務及び応急処理等に要しました費用額をそれぞれ措置したものでございます。

終わります。

○教育文化課統括主幹（給食センター）（川口美恵子君） 続きまして、4その他の文教施設災害復旧費の修繕料給食センター施設で大震災によりまして調理器具、それからボイラー等の修理で101万4,000円。

次のページ、委託料で給食センター災害復旧設計業務委託料で42万円をお願いするものでございます。

終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の、社会教育施設災害復旧でございます。修繕料と15節のB&G仮設給水工事でございますが、現在体育施設スタジアム周辺に自衛隊が宿営されておりまして、4月5日以降最大時には約600名の自衛隊が野営それから宿泊されておったわけでございまして、隊員の食事の、それから被災地への食事提供のための仮設の炊事場を設置したものと、それから修繕についてはスタジアムの下水道を全面開放する

ために排水污水管の修繕を行ったものでございます。それから、委託料につきましては公民館、史料館、体育施設等の災害復旧設計業務委託料といたしまして794万5,000円をお願いいたしましたものでございます。

終わります。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、4項厚生労働施設災害復旧費1 民生施設災害復旧費2 の児童福祉施設災害復旧費で45万2,000円の増額につきましては八雲児童館の給湯器ボイラー、城山保育所のガス給湯器等の修繕に要しました経費を措置したものでございます。

終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の、労働施設災害復旧費でございます。青少年ホームの災害復旧設計業務委託料としてお願いしたものでございます。

終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、その他公共施設公用施設災害復旧費でございます。委託料の天平の湯災害復旧設計業務委託料157万5,000円先ほど被害状況で説明いたしました、天平の湯の被害箇所についての復旧に要する設計委託料を計上したものでございます。

続きまして、15節工事請負費で118万3,000円の増額でございます。本庁舎敷地内漏水復旧工事は13万3,000円。西庁舎上下水道設備復旧工事105万円でございます。本庁舎漏水復旧工事につきましては既に復旧済みでございます。西庁舎上下水道設備復旧工事につきましては工事を発注したところでございます。大変ご迷惑をおかけしております。一日も早い復旧を目指してまいりたいと思います。

終わります。

失礼しました。20、21ページをお開きください。予備費69万3,000円の減額でございます。歳入歳出予算の調整で減額したものでございます。

これで説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。2番。

○2番（久 勉君） 前に特別委員会で検討されて、そしてその中で復旧復興に当たってのタイムスケジュールというんですか、そういったのがどうなっているのか。結局先ほどの説明の中で全壊が86大規模半壊が70って、全壊大規模半壊だけでも156世帯、こういう人たちが今後生活をどうしていくのかということと、やはり人々の暮らしを守るということからすればとりあえず復旧が一番先に立って、それはその地域社会に合ったその個人の人の風土とか、そういうものに合ったものにやってあげなければ復旧になり得ない。そういうことが終わってから復興ということで、地域のコミュニティーとかそういうものを守っていきながらつくっていかなくやならないんじゃないか。そういうことの話し合いであるとか予算でここまで出てきているわけですから、当然本部会議というんですか、そういったのを経て出てこられていると思いますので、今後の復旧復興のスケジュールであるとかそういう計画があったら教えていただきたいです。

○議長（大橋信夫君） 総務課菅原参事。

○総務企画課参事（菅原孝治君） タイムスケジュールというお話でございます。これは前の特別委員会の中でもいろいろとご審議をいただいてご意見をいただいておりますが、災害対策本部といたしましては現在それぞれ各

担当課の方で被害に基づいた調査業務に当たっております。これは第一義的に、お話が出ましたように復旧工事が先行されるわけでございますけれども、ただ本部の中で話し合いましたのはそれぞれ沿岸部とか内陸部、それぞれ町、市町村で復興計画なりを立てているようでございますけれども、当町といたしましては復興計画までは行かないだろうというふうな判断でございます。というのは、町全体の中で被災はかなり多いわけでございますけれども、それらの復旧工事を主に考えてやっていけばいいんでないかという本部の中の考えでございます、現在災害対策本部を設置中でございますけれども、6月1日付で災害復旧本部に名称を変えまして、それぞれ新しい体制の中で、実際には対策本部と同じメンバーになりますけれども、それぞれその中で作業部会を立ち上げてましてその中で各担当の中でそれぞれの公共土木であれば公共土木、また教育施設であれば教育施設といった中で復旧計画を立てまして、それを持ちよった中でタイムスケジュールというか復旧計画をつくっていかうというふうな考え方で今検討しているところでございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 復旧本部にして、変えて復旧に当たっていく。復興までは沿岸部と違って町全体が壊滅状態になったわけでないから復興まで行かないんでないかということですが、ちょっと心配なのは全壊86、大規模半壊が70でこれを個人の財力で直せる人は私はいいと思うんです。新町でも本町でも商店でもやっと解体始まっているところありますけれども、何となくそういうおうちを見ますと財力のある方のところみたいで、そうでない、例えば高齢者世帯とか、高齢者でも年金で暮らしている方とかあとは息子さんとかはもう例えば東京の方におうちを建てられてこっちへ帰ってくる予定がない、そういう方々への町としての支援をどこまで支援できるかということもひとつ視野に入れて検討していただきたいと思うんです。傾いたおうちをいつまでもそのままにしておくということも危険でありましょうし、ただ道路の方に傾いているのにはそれは町でやらなきゃないだろうというのは何か前に聞いたことがあるんですけれども、そうでない被災に遭った方々への、生活困窮者とまではいかないまでも、例えば非課税世帯とかそういった方々へどんな支援ができるかということがぜひ、これは質問というより要望みたいになっちゃいますけれども、温かい支援をぜひ考えていただければと思います。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課菅原参事。

○総務企画課参事（菅原孝治君） 確かに今回の震災を受けまして実際そういった相談業務相談窓口の中で被災者の中から出てくるお話または現実を見ますと自力でそういったうちを建て直す力がない方が大分おられるようでございますし、全壊とか半壊、現在のところは一たん国の制度の中で今対応しているところがそういった状況で推移をしているところでございますけれども、本部の中でもいろいろ特に特別委員会の中でも出ました。民の、個人の建物を個人で取り壊さなきゃいけないというのが現実でございましたけれども、いろいろと国の方の制度も少し柔軟になってまいりまして、そういった瓦れき処理という立場の中でそういった対応はできないかというような話も少しずつ周辺市町村でも出てきているようでございます。そういった状況も踏まえながら対策本部の中でそういった考え方の中での対応もできるのではないかというような検討も始めております。ただ、原則的にはそれをどこまでやるのかということはこれは一つは財源の問題もでございます。国が全部それを手当てするということであれば、それはそれなりにある程度の対応はできると思いますし、ただそれができたとしても一つの制度として立ち上げた場合にどこまでなのかということも非常に難しい問題もあろうかと思っております。ただ最低限救えるものは救っていかうという考え方の中で災対本部の中でこれから議論していきたいというふうに思ってい

ます。

再建問題として今制度の中では生活支援金という形で対応させていただいておりますけれども、それだけで果たして新しいうちを建て直しができるのかという問題はありますが、ただ融資制度もございますし、いろいろな制度を何らかの形で提案して行って相談の中でそういった方々をできるだけ救えるような方向づけをしていきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。5番。

○5番（伊藤雅一君） 私は、この4月15日付で涌谷町の災害対策本部が災害復旧生活再建のための制度や情報をまとめましたので、ご活用いただきたいということでこの弔慰金初め障害見舞金、災害資金はまあ別として、修理の場合の52万円ですか、それからあとは被災者生活再建支援金、こういったもの、基礎的なもの、それから加算的なものこういったものが出されております。この方法で先ほど被災の状況の報告がございましたが、それらにこの方法で対応しておく、そのための予算措置が必要になってくると、こういうふうに思うんですが、今回の予算はこれまだ全体被災の状況はまだ今受け付けしておる段階だという状態でございますが、見込みとしてでも結構ですし、大体今回のやつはその中の一部というふうに思うんですが、大体総額的にはどれぐらいになって今回は大体何割ぐらいなのか。

それから、この示されておるのは当然約束を果たしていかなければならないわけでございますから、今後どういったどれぐらいの期間の中でこういった示したものにこたえていくことになるのか、その辺あたりひとつお考えなりスケジュールをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 危機管理高橋室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） それではお答え申し上げます。

まず第1点、被災者生活再建支援制度というのが今回の被災された方の支援策のうち最大のものかと思っております。それで、5番伊藤議員さんのご質問では、その被災者生活再建支援制度についていつごろどのくらいの規模で予算を補正するのかというお尋ねかと思っておりますが、実はこの制度につきまして全国規模の制度でございまして財団法人都道府県会館というところに国が出資した基金が造成されております。それで、役場では罹災の状況に応じてその生活再建支援金の申請書を預かってその都道府県会館の方に送付するまでが災害対策本部の務めということでございまして、そこから先の予算でありますとかそれから交付のスケジュール等についてはその都道府県会館の方で一切処理をするということでございますが、マスコミ等の話、あるいは国会の審議の中で言われているのはその今回の非常に大規模な災害ということで、都道府県会館の基金の方も底をつくのではないかという話もございまして、そうなった場合は適宜国の方で基金に積み増しをして行って対応するような話になっておろうかと思っておりますので、まず被災者生活再建支援制度については以上のような状況でございます。

それから、4月15日の中にありました住宅応急修理制度につきましては、これは県の方の事業ということになりますので、県の予算の範囲内ということになるかと思っておりますが、これにつきましては町の方で受け付けをしまして応急修理をした場合にその被災を受けられた方じゃなくて実際にそのお仕事をされた建設業なりの方に直接町の方で振り込んでその財源については県の方から来るというふうな流れになっております。また、県の方でもその住宅応急修理制度につきましては国の方の補助を使いながら仕事をするというような仕組みになっておりますので、これについてもとりあえず町では必要な金額だけ議会の方にお諮りして、予算をつけ仕事を進めてい



くというような仕事の仕組みになっておろうかと思えます。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） できれば私としては今回の公共施設といいますか、道路から瓦れきを撤去もそうですが、こういったものを含めて、建物ですね、住宅とか作業場、そういったものの復旧するための経費といいますか、要するに損害の総額、こういったものがおおそやはりつかんでこれらには臨んでいかなければならないんでないかというふうに思うわけでありますが、そういったものはまだつかんでいるわけではない、大体このぐらいではないかなという見込みのようなものを持っておられないとまだいうことですか。何か心の準備みたいなものはどうなんですか。

○議長（大橋信夫君） 総務課菅原参事。

○総務企画課参事（菅原孝治君） 今回専決補正予算に出しておりましたのはほぼ、ほとんどが公共施設復旧工事に要する経費、一部弔慰金とか応急住宅とかそういった関係もございしますが、ほとんどが公共施設の復旧にかかわる事業でございします。それらを全部合わせて7億程度になっておりますけれども、公共施設、ただあともう一つこれ実際にはまだ住宅の損害ですね、全壊、半壊、大規模半壊等の被害額というものは実際には出しておりませんので、現在私が今ここでお話できるとすれば公共施設の被害総額ですね。今回の震災による。それらはある程度抑えております。前の議会の調査特別委員会の方にも若干お示ししておりましたが、約20億円程度になっております。

ただ、今後私は逆に下がることはないだろうと、逆に上がっていくのかなと予想はしております。そういうことでまだ相当のアウトラインというか大まかな形での拾い出しでございしますので、今後若干変わっていくのかなというふうに思っております。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 今ご理解をいたします。なお、一つ加えてお願いを申し上げるんですが、私も地域を回らせていただいてきております。現在もお住宅全壊の中でビニルハウスの中で生活されている方、それから全壊半壊の状態の中で生活をされている方、それから作業場の中で生活をしている方、そういう方々などがみられます。そういったことで私この応急仮設でなくて、私は箕岳地域という、それから職業が皆農家の方でございまして、申し上げるまでもなく生き物も飼っておられますし、いろいろと資材、それから作物の管理、そういったことも当然ながらしなくてない方々でございしますので、こっちの応急仮設の方に移動してというわけにはなかなかその本人も仮設住宅の希望は出してありますが、できれば近いところをお願いをしたいと、こういう方々が全壊の中にございします。一つ罹災届の中にもそのことは示してお願いを申し上げている方がございしますので、そういう状況の方をよくごらんをいただいて、ひとつお力を貸していただきたいというようなことを申し添えて終わります。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤釈雄君） これまでの質問を通して思いましたけれども、復旧復興にかけるタイムスケジュール、これも参事語られたようにいろいろと今後詰めていくということで、これは特別委員会でもお話しておりますけれども、一番心配しているというのは何かというやはりお金の問題なのかなと思っております。そういったよう

な中で大きな災害復旧の流れとしてはまず公共事業の復旧から始まるという姿勢が今回の承認事項としての構成かなと思っておりますけれども、そういった中で次には先ほどから話あります、被災された町民の方々への手当てをどうしていくのかということだと思っております。それにしてもそれはやはりお金があるかないかの問題で、どこまで町として手当てができるかということにかかってくると思っておりますが、そういった中で私たちが一番知りたいのは町の決して楽でない財政状況の中で、今回の被災でございますから、今回の7億7,000万円の補正の中で主に復旧にかかる補正でございますが、こういった中でいろいろ説明はございましたけれども、一つ一つ精査するとなかなか詳しくわからないところもありますので、もし財政の方で今の段階でしっかりして町単分今回の補正でどれぐらい町として支出しなければならないのか、補助事業の補助残あるいは町単独といったようなものでまずは今の段階で町がどれぐらい町単独で歳出、支出しなければならないのかということをもまずは示していただきたいと思っておりますので、その辺お聞きします。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） まず、今回のこの専決第1号でございますけれども、9ページに財政調整基金の繰入金額が出ておりますけれども、いろいろ補助事業もありますし、外れたら単独というふうになります。今回のこの予算の中では約2億円が単費ということになります。その内容につきましては、一部工事もありますが、ほとんどは設計、設計でございます。設計で13節を単純に足していくと1億六、七千万円ぐらいに多分なるかと思うんです。ただこれらにつきましては補助災害の認定を受けるためにどうしても必要な費用でございまして、ところがこの設計については、補助がございません。今回大半のものについてこの設計を出しておりますので、設計だけでも1億六、七千万円が単費ということでございます。さらに、この設計が終わった後に6月補正以降になるんですが、工事が本格的に予算措置されますけれども、激甚災害ということでございますので、指定されておりますので、補助率はかなり通常よりも高くなることは予想できるんですが、ただしそれでも100%ではございませんので、どうしても町の持ち分というのが出てまいります。先ほど参事の方から大体公共施設だけで20億円ぐらいという話をしておりますけれども、実際この後査定が終わって補助債計上して査定から漏れたものについては単独災害事業ということで計上していくということになりますので、最終的な補助率というのはまだ計算できませんけれども、3分の2以上の補助にはなることは間違いありませんが、100%にはならない。できるだけグレーゾーンにある事業といいますか、この事業は必ずこの補助がつくというところまでまだ全部仕分けできておりませんので、できるだけ県の方とも相談しながらできるだけ補助債に載せてもらえるようなそういった準備といいますか、していきたいと思っております。ということで全体としては20億円、今回では2億円ですけれども、この後の工事では20億円、そのうちの補助としては3分の2以上ただし100%ではないという現在の見通しでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤釈雄君） 課長がおっしゃったような話になろうかなと思っておりますけれども、そういった場合前の特別委員会でも例えばこの前話が出たかと思っておりますけれども、前回の北部連続地震のときに町では1戸当たり全壊30万円とかそういう補助を出しました。しかし現実を見た場合今回は相当の、罹災証明の発行数から見て相当の全壊とか半壊とかあります。そうするとやはりタイムスケジュールとして被災者の手当てというのを考えた場合、

現実どこまでやれるかということをお早い段階から現実問題に即した指針を示しておいて、そして町としてこういったような財政状況の中で今回はここまでやれるだろうというものをしっかり示さないと、やはり金がないから何もできないということにもなってしまうこともあるし、公共事業優先で我慢してくださいという、そういうふうにもなってしまうのでやはり現実問題でいっばいの中で公共事業の復旧、そしてどこまで被災なされた方のできるかというのはやはりスケジュール的に後回しになっても同時進行で考えていかないと、最終的にその時期に被災なされた方の手当てとか何かができなくなってしまうという心配がありますので、そういったようなことを考えてやはりハードな部分とソフトな部分を同時に考えていただきたいなと思います。

また、そういった場合に、次に出てくるのはこれまでやろうとしていた事業を数年度にわたってやるとかあるいはやめるとかそういったような次の段階が来ると思いますが、その辺の考え方というものをこの際お聞きしておきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 総務課菅原参事。

○総務企画課参事（菅原孝治君） 確かに、議員おっしゃるとおりでございますし、総額的なものとか基金の状況とかそして被災戸数の問題とかそれぞれの数字を並べ合わせますと非常に厳しいものがあるかと思えます。公共事業にしても単年度でできるものではないのかなという思いもあります。復旧査定本部の中でも多分そういったスケジュール的なものについてはすべて単年度ですべて復旧できるとは到底思えないわけでございますので、2年とか3年というスパンの中で年度割をしながら復旧事業を進めていくという形になるかと思えます。

それともう一つ最後にお話がありました。平成23年度当初予算で計上いたしましたそれぞれの事業、そういったものについても、とりあえずは6月定例会の補正予算の中でもご議論いただきたいと思いますけれども、当初予算で計上いたしました事業の見直しも本部会の中でも図っていかうということで話し合われております。やはりどうしても災害復旧が最優先という形をとらざるを得ませんので、基金の状況、財政の状況を現実を見ながら今後も課長から話がありましたように確かに激甚災ですから補助率の増嵩はあろうかと思えますが、それはそれとしてやはりある程度現在の基金残高を考えますと相当厳しい財政運営を強いていかなきゃいけないということでございますので、そういったことで従来の事業の見直し、そして単年度でできないものは後年度に回すという形で二、三年のスパンで考えてこれから取り組んでいかなきゃいけないと考えております。

○議長（大橋信夫君） 12番。

○12番（木村正義君） 1点だけ伺っておきたいんですが、その前に町長はじめとする参与の方々には今回3.11以降大変ご苦労なされまして感謝を申し上げたいと思います。

では、一つだれも触れないようなので一番心配なのはごみの処理なんですね。ごみ捨て場13ページにごみ捨て場の管理について8,000万円の予算をとっておられるようなんですが、この搬出というのはごみを片づけるための搬出で最終処分場へ持っていくごみの処理の仕方なのか、その辺はどうなっているのか。

それから罹災されてまだ片づけていない人がいっぱいおるわけです。その人たちをいつまで受け付けてけるのか。片づけ持っていけば処理できるのか、その辺はどのように考えているのか。

それからですね、黄金山のあすこの処分、ごみ処理のところはかなり多くのごみが処理されて、捨てられております。あれを何年ぐらいの計画でどのような方向で片づける考えがあるのか。国とのかかわりもあろうかと思えますが、その辺町としてどのように考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） 災害ごみについてのお尋ねでございます。まず、予算書に載っています搬出とは黄金山土どり場に搬入されたごみをあそこから搬出して処分するという費用ということでございますので、その後に出てきます何年かかるかというお話についてもできるだけ早い時期に処分を終えたいというふうに考えております。それから黄金山土どり場への搬入期間ですけれども、まずとりあえず6月末までの搬入受け入れを実施してまいります。ただ、罹災証明の申請もまだ続いている状況でありますし、証明が交付された後でも解体業者の方々がかなり忙しいという事情があって処理ができないという方も見られるようでございますので、これには搬入状況等を見ながら延長について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大橋信夫君） 12番。

○12番（木村正義君） そのことについて大変お金使うと思うのね。その予算は、処分に係る予算は片づくまで何ぼでもかけるという考えなのか、ある一定のめどをつけてこの辺でということなのかそれは今後の衛生組合活動なんかとのかかわりも出てくると思うので、その辺はどのように考えているのか。どのようにする計画なのか。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） ただいま申し上げましたように解体に伴う災害ごみとなりますと、やはり最終処分まで考えなければなりませんので、個人において搬出、搬入処分というのはなかなか難しいと思います。したがって、当分の間は黄金山土どり場への搬入というのを考えてまいります。ただ、先ほども申し上げましたように搬入状況が大きく減少した場合においては、これは処分料は町が負担しますけれども、搬入先としましては処分業者への直接搬入も考えてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、財源の問題でございますけれども、先ほど歳入でご説明申し上げましたように現時点においては災害廃棄物については国庫補助が2分の1、それから残る地方負担分については地方債100%の充当率、その財源手当てが交付税参入されるというものでございますので、町の一般財源の持ち出しは現時点でないものと考えております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。6番。

○6番（門田善則君） 今回復旧ということで設計委託料、公民館の方出ておりますけれども、あの公民館については過去3回ぐらいいろんな大規模改修をやっておられます。今回は査定をするために設計委託料出したのかなというふうに思いますけれども、今後の考え方として大事なコミュニティーの場所の公民館をあそこに復旧するのかわからないのかについて聞いておきたいというふうに思います。

あと、ごみの搬入について先ほど木村議員が言いましたけれども、家電リサイクル法に載っている3点セットのごみについてこの大崎管内で涌谷町が一番多かったというふうに聞いております。それはなぜそういうふうになくなってしまったのか、その辺今考えていることがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課統括主幹。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 公民館の件ですが、ご承知のようにかなりの地盤沈下をしている箇所でございますし、さりとて公共施設、体育施設のものがあそこに集約されている中で場所を変えてというのはなかなか難しいものかと思っておりますけれども、ただやはり今回の地震を契機といたしましてやはり荷重の軽い、今後私の私案なんですけれども、例えば平屋建てでその今現在くいを打っていますけれども、くいを打たないような形で

表層に浮かせるような形。何ていいますか、想像されるのはゆうらいふ、ゆうらいふの建物はそういった形での設計でございますので、不等沈下の起こらないような形で荷重を軽くするというような形も考えられると思います。それで、これらについても今後普及の計画の中でどういった形にするかということも考えると思いますので、今の段階ではそういった形を考えています。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、ごみの関係で家電リサイクルの搬入についてのお尋ねでございます。

震災直後に行政区長さん初め町内の被害状況について報告が寄せられました。その中で、家屋の倒壊ですとかブロック塀の倒壊といったような事態が件数が多く寄せられたということから、早急に災害ごみの搬入先を確保しなければならないという観点から当初本部会議の中では現在搬入しております黄金山土どり場と、新下町浦の2カ所について分別しながらの搬入確保について検討しましたが、急を要するという関係から黄金山土どり場への搬入を3月14日から開始することにしました。その時点において分別ということも念頭にはございましたけれども、ただいま申し上げましたように急を要ということから家電リサイクル製品も含めて搬入を許可することにしたものでございます。そのことによって、ご指摘のように管内ではリサイクル製品の搬入を多く認めたのは涌谷町ということございまして、通常のごみ処理においても大崎広域のリサイクルセンターでも取り扱わないという事情がございましたので、3月末日を持って家電製品の搬入は認めないということで、自己責任において処理をしていただくことといたしましたものでございます。

それで、今回の反省も踏まえまして今後の対応としては搬入許可証というものの交付をすることによって災害ごみの搬入について仕分けといたしますか、そういうものをしてまいりたい。それから、リサイクル製品については、ただいま申し上げましたように広域のリサイクルセンターでも取り扱わないという観点から、今後においてはリサイクル製品については自己責任において処分をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第15号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時00分

○議長（大橋信夫君） 再開します。



◎承認第16号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第18、承認第16号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） 承認第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,280万6,000円を追加し、総額を5億5,885万9,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして東日本大震災の災害復旧事業に係る委託料を増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、承認第16号平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算専決第1号についてご説明申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開きいただきます。

一般会計繰入金でございますが、災害復旧費の増額により歳出補正額から一般会計繰入金以外の歳入補正額を差し引いた額、2,280万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

災害復旧費でございますが、災害調査費用として委託料2,280万6,000円の増額をお願いするものでございます。被災調査は約2キロメートルを予定しております。

説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第16号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



#### ◎承認第17号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第19、承認第17号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,574万5,000円を追加し、総額を1億6,062万7,000円にいたしましたのでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして東日本大震災の災害復旧事業に係る委託料を増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 承認第17号平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算専決第1号についてご説明申し上げます

予算書の6ページ、7ページでございます。

災害復旧費の、今回の被災によりまして被災を受けた箇所の災害復旧費の増額により一般会計繰入金について3,574万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお開きいただきます。

災害復旧費でございますが、災害調査費用として委託料3,570万円の増額をお願いするわけでございますが、調査延長といたしましては5キロメートルを予定しております。

それから、15工事請負費でございますが、これは笹岳地区でマンホール1カ所の据えつけ工事として4万5,000円の増額をお願いするものでございます。

よろしくお願い致します。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第17号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



### ◎承認第18号 専決処分した事件の承認について

○議長（大橋信夫君） 日程第20、承認第18号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） 承認第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして東日本大震災の災害復旧業務に係る人件費及び被害を受けました水道配水管、給水管等を復旧するための修繕等に要する経費について増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは承認第18号平成23年度涌谷町水道事業会計補正予算専決第1号についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきます。

第2条でございますが、平成23年度涌谷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正でございます。

2款水道事業費用につきまして、今回の地震に伴いまして水道管の修繕費用等で521万1,000円を増額し、合計を3億9,937万円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきます。

支出でございます。営業費用の修繕費用及び材料費でございますが、今回の地震によりまして水道管等の修繕費用としてそれぞれ増額をお願いするものでございます。

営業外費用その他雑支出でございますが、仮設電源用として発電機車両のリース代35万円の増額をお願いするものでございます。仮設電源は、各中継ポンプ等の電源として使用したものでございます。

終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。



お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第18号専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



#### ◎平成23年東日本大震災対策調査特別委員会中間報告

○議長（大橋信夫君） 日程第21、平成23年度東日本大震災対策調査特別委員会中間報告を議題といたします。  
暫時休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時01分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

これより、平成23年東日本大震災対策調査特別委員会中間報告の朗読を省略して委員長に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、平成23年東日本大震災対策調査特別委員会中間報告を採決いたします。特別委員会委員長報告に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。よって、平成23年東日本大震災対策調査特別委員会中間報告のとおり決しました。



#### ◎議発第4号 東日本大震災の被災者生活再建及び地域復興のための対策を求める意見書の提出について

○議長（大橋信夫君） 日程第22、議発第4号東日本大震災の被災者生活再建及び地域復興のための対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○事務局総務班長（今野博行君） 朗読いたします。

議発第4号

東日本大震災の被災者生活再建及び地域復興のための対策を求める意見書の提出について  
標記について別紙のとおり提出する。

平成23年5月31日

提出者 涌谷町議会議員 笹木 健一

賛成者 同 遠藤 积雄

賛成者 同 菅原 富士郎

涌谷町議会議長 大橋 信 夫 殿

(別紙)

東日本大震災の被災者生活再建及び地域復興のための対策を求める意見書（案）

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は日本国観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、それに伴って発生した大津波や福島第一原子力発電所の重大な事故により、東北地方から関東地方にかけての広域に及ぶ多大な被害は、未曾有の規模になっています。

この大地震による被災は決して沿岸部だけのものではなく、宮城県内陸部に位置する涌谷町においても全域にわたり過去に例のない甚大な被害実態が確認され、死者及び行方不明者を出しているとともに、教育施設をはじめとする公共施設はもちろん、道路、堤防の損壊や家屋をはじめとした住民の財産や雇用の喪失など大きなつめ跡を残し、復興対策はこれからの状態であります。

我々内陸部の議会としましては、自らの被災復旧に全力で対応するとともに沿岸部被災自治体住民の支援活動をなお一層強める決意ですが、今回の大地震・大津波による災害及び原子力発電所事故については、各地方自治体で対応できる災害レベルをはるかに超えているものであり、被災者の生活再建、地域経済の再建・復興には、国の総力を挙げた取組み、政府の思い切った決断による的確な施策が必要です。

よって、国においては、次の事項について被災地の状況を十分に配慮し、関係法令の整備も含め迅速かつ的確な対策を講じられるよう強く求められるものであります。

記

1 被災者に対する生活再建等に関する支援の強化を求める。

行方不明者の捜索に全力を挙げるとともに、避難住民に対する支援を強化するため、次の措置を講じること。

(1) 津波被害を受けた被災地には、いまだにまともに食事がとれず、入浴もできない避難者等がいるが、実態を迅速かつ的確に把握し、国としての的確な生活支援を行うこと。

(2) 近隣にも多数の避難者がおり、高齢者をはじめ介護の必要な人や障害を持つ多くの方々が被災している現状にあり、医療・福祉施設等の早期復旧及び支援を行うとともに介護保険料等の減免など被災住民への細やかな措置と十分な財政支援を早期に講じること。

(3) 中小企業を中心に、操業停止や事業の縮小等に追い込まれる事業者が多数に上り、その影響を受け、解雇、求職、新卒者の内定取り消し等の雇用問題が発生している現状にあり、被災企業に対する雇用維持に係る支援や生活資金等の緊急融資制度の創設をはじめ、再就職への対応・支援・新卒者の雇用対策など、国の財政的支援を含めた被災者が、生活再建に向け歩き出すことが可能となる総合的な雇用対策を講じること。

(4) 農林水産業の一刻も早い経営再建のため、農地、農業用施設の復旧費用の全額国庫負担や個人所有の農業施設の被害に対する復旧費用の補助金措置及び査定前着工の柔軟な対応など、特例措置を講じること。

(5) 自ら死の危機に直面しあるいは、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けている状況にあるとともに、教育施設等が甚大な被害を受けている状況にあり、施設の復旧はもちろんのこと、一刻も早い正常な学校教育活動再開に向け児童生徒への心のケアや教職員定数の加配等の弾力的な措置並びにスクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの拡充、経済的に困窮する世帯の児童生徒への支援、各種学校施設の災害復旧費用など国庫支出金の対象範囲の拡大・補助率の嵩上げ等既存制度の弾力的な運用を図ること。

## 2 激甚災害法の対象事業の拡充を求める。

甚大な被害を受けた施設には、激甚災害法の適用を受けない施設等もあり、復旧には多大な費用を要することから、法の対象範囲の拡大及び地元の負担を軽減、補助率の嵩上げをする財政支援策を早期に講じるとともに、工事の施行については、更なる被災が考えられることから、現地原形復旧の原則を撤廃すること。

## 3 震災復興のための特別措置法の成立を求める。

地域の復興には国による全面的な支援を必要としていることから、震災復興及びより細やかな被災者救済のための特別措置法を早急に成立させ、地域の特性に応じた措置を総合的に実施するため県単位の特区を早急に認めること。

## 4 生活産業基盤の早期復旧を図るため次の措置を求める。

(1) 道路、河川、下水道及び公園など、生活の基盤となる公共土木施設の復旧について、既存の法的枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 被害を受けた国管理河川堤防については、暫定復旧対策が講じられているが、国・県管理の別を問わず、これらの出水期に向けた河川のハード・ソフト両面からの対策を早急に実施し、堤防の安全確保を図ること。

(3) 水道施設の復旧経費に対する特別立法による特段の支援措置を講じること。

## 5 災害廃棄物の処理に対する支援強化を求める。

(1) 震災により大量の家屋廃材が発生し、その処分が長期間を要することから、国庫補助対象期間の延長措置を講じること。

(2) 震災廃棄物を迅速かつ適切に処理できるよう災害等廃棄物処理事業費補助金について沿岸、内陸ともに全面的な国による支援措置を講じること。

## 6 福島第一原子力発電所の原子力災害に対する国の責任ある対応を求める。

- (1) 国の責任のもと、一刻も早い事態の収束に全力を尽くすこと。
- (2) 原子力発電所の事故により放出された放射性物質の測定情報及びその及ぼす影響について、迅速かつ正確にわかりやすい情報提供を行うとともに、その周知徹底を図ること。
- (3) 出荷停止や自粛、風評被害に対する各産業への被害に対して、今後の生産活動等に支障を来さないよう、十分な補償と支援を行うこと。
- (4) 地震発生後休止中の女川原子力発電所及びすべての原子力発電所は休止状況を継続し、今あるすべての原子力発電所の総点検を行い、廃炉を含め再発防止の措置を講じるとともに、自然エネルギーを利用した電力の確保を行うこと。

7 財政確保と被災自治体に対する特例措置を求める。

- (1) 地方税収入の大幅な減収と膨大な財政支出が確実に見込まれ、自助努力のみで復旧復興をなしえることは到底不可能な状況であり、また地域の実情に応じた迅速かつ機動的・柔軟な対応が求められることから十分な規模かつ自由度の高い財政措置を含め、既存制度を超えた国の財政支援を行うこと。
- (2) 被災者生活再建支援と復旧復興に係る財源は、現予算の抜本的組替え補正等で確保し、地方交付税を大幅に加算すること。また、災害被害に関わる平成 23 年度特別交付税については概算での前倒し措置を速やかに講じること。
- (3) 被災自治体に行く国庫補助・負担金等交付事務や被災者が生活再建のために行う支援制度等の各種手続きについては、申請手続きの簡素化や申請時期の延長等弾力的な運用措置を講じること。
- (4) 被災自治体では災害対策に多額の支出が見込まれることから、自治体負担率の大きい事業について国庫補助金の増額措置を講じること。
- (5) 被災自治体では、災害復旧工事の設計委託料がこれまでの災害とは比較にならないくらい多額になり財政状況を急激に悪化させることから、災害復旧工事設計委託料については全額国庫負担とするよう特別措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 5 月 31 日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
総務大臣殿  
財務大臣殿  
文部科学大臣殿  
厚生労働大臣殿  
農林水産大臣殿  
経済産業大臣殿  
国土交通大臣殿

環 境 大 臣 殿

以上です。

○議長（大橋信夫君） ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたし、提出者の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

これより、提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議発第4号東日本大震災の被災者生活再建及び地域復興のための対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。よって、議発第4号東日本大震災の被災者生活再建及び地域復興のための対策を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（大橋信夫君） 以上をもって、今期第5回涌谷町議会臨時会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

よって、今期第5回涌谷町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時12分

以上、会議の経過は事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

議 長 大 橋 信 夫

署 名 議 員 大 泉 治

署 名 議 員 菅 原 富 士 郎